

ぎかいだより



発行日／2009年（平成21年）5月15日 発行／羽生市議会 編集／議会だより編集委員会



春 満 開

今年も、「葛西堤羽生さくらまつり
（3月29日～4月11日）」が開催され、
大勢の人で賑わいました。



会議のあらまし

（三月定例市議会）

- ・二月二十五日（本会議第一日）
開会の後、会期について議会運営委員長から報告があり、三月二十四日までの二十八日間と決定。
- ・諸般の報告の後、議案第10号及び同第15号から同第17号までの4議案の上程、採決を行う。
- ・続いて、議案第1号から同第9号まで、同第11号から同第14号まで及び同第18号から同第33号までの29議案が上程され、提案説明を受け散会
- ・二月二十六日～三月四日
議案調査等のため休会
- ・三月五日（本会議第二日）
議案第1号から同第9号まで、同第11号から同第14号まで及び同第18号から同第33号までの29議案に対する質疑を行ったが、日程が終了せず延会
- ・三月六日（本会議第三日）
前日に引き続き、議案に対する質疑を行った後、29議案を所管の常任委員会に付託。続いて、市政に対する一般質問（4人）を行い散会
- ・三月七日～八日
休日のため休会
- ・三月九日（本会議第四日）
市政に対する一般質問（4人）を行い散会
- ・三月十日（本会議第五日）
市政に対する一般質問（3人）を行い散会
- ・三月十一日～十三日
付託議案の審査のため、各常任委員会を開催
- ・三月十四日～十五日
休日のため休会
- ・三月十六日
付託議案の審査のため、各常任委員会を開催
- ・三月十七日～二十三日
常任委員会事務整理等のため休会
- ・三月二十四日（本会議第六日）
付託議案について各常任委員長から審査報告があり、質疑、討論、採決を行う。次に、市長から追加議案3件が上程され、採決を行い閉会

第1回臨時市議会開く

議長・副議長 などの議会人事決まる

平成二十一年第一回臨時市議会が、四月十六日に行われました。

今臨時会において、丑久保恒行議長、蜂須直巳副議長が辞職したことにより正副議長の改選が行われ、議長に高橋督儀議員、副議長に中島資二議員が当選いたしました。

また、三月定例市議会において、監査委員に、保泉和正議員が選任されました。

正副議長の就任あいさつ



議長 高橋 督儀



副議長 中島 資二

市民の皆様には、常日頃市政運営に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たちは、去る四月十六日

に行われました第一回臨時市議会におきまして、議員各位のご推挙により、議長・副議長の要職を務めることになりました。

このことは、私たちに与りました身に残る光栄であり、また、現在の羽生市のおかれている状況を考えますと、その責任の重大さを痛感せざるを得ません。

昨年からの世界同時不況の影響で、国内の経済は立ち直る兆しを見せず、企業の倒産や派遣切り、非正規雇用社員の人材整理が相次いでおり、思い切った経済対策、雇用対策が待たれるところであります。党勢力の逆転による衆参ねじ

監査委員に

保泉和正議員

(関連記事11ページ)



監査委員 保泉 和正

れ現象のなか、健全な行政運営を行うことが困難な事態となっております。

今、地方自治体は、大きな転換期を迎えております。

本市においても、「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」をスローガンとして、市民が主役のまちづくりを柱に据え、さまざまな市政推進のための取り組みを行っておりますが、まだまだその効果が現れるところまでは至っておりません。

私たち市議会は、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、行政と協力し、また、行政に対する監視機関としての役割も忘れず、最善の努力を傾注してまいりたいと存じます。

市民の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

議会運営委員会において副委員長が改選

副委員長 小野 幸夫議員

総務文教、産業民生委員会において正副委員長が改選

総務文教委員長 島村 勉議員
副委員長 茂木 延夫議員
産業民生委員長 松本 敏夫議員
副委員長 根岸 義男議員

埼玉県都市競艇組合議会議員に高橋督儀議長が当選

埼玉県都市競艇組合議会議員である丑久保恒行議員が、四月十六日をもって辞職したため、補欠選挙を行い、指名推選により高橋督儀議長が同組合議会議員に当選しました。

3月定例会市議会

市政に対する 一般質問

そこが...
聞きたい



一般質問は、提出議案以外で市政全般にわたる事務の執行状況や将来に向かっての方針などを執行部に問うものです。今期定例会では、三月六日、九日、十日の三日間にわたり十一人の議員によって行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

*セルフメディケーションの 市民理解について

小野 幸夫 議員

・質問 セルフメディケーションの知識を向上させることは、市民の健康管理に大切なことである。

羽生市では、国保加入者のうち成年層での医療費が高いと言われているが、次の点について伺いたい。

- ①今年6月に改正される薬事法改正後、市民が安心して薬を使用できるために、羽生市の対応について
- ②セルフメディケーションの知識向上が医療費の削減になると思うが、市の見解は。

の飲み方について啓発等を行ってきた。今後は、改正薬事法の施行を受け、医師会や歯科医師会、薬剤師会の指導や協力を得ながら、薬を安全に使用できるための知識について、市の広報、ホームページへの掲載や講演会の開催などを通してPRや啓発を図り、薬の正しい知識の向上に努めていきたい。

・答弁(市民福祉部長)

①毎年、市民の方を対象としてヘルスアップ講座を開催し、薬の飲み方の講演会などを開催し、市民の方々に安全な薬

の飲み方について啓発等を行ってきた。今後は、改正薬事法の施行を受け、医師会や歯科医師会、薬剤師会の指導や協力を得ながら、薬を安全に使用できるための知識について、市の広報、ホームページへの掲載や講演会の開催などを通してPRや啓発を図り、薬の正しい知識の向上に努めていきたい。

②保健センターを会場にして、健康運動普及推進によるストレッチ体操、ウォーキング教室などを開催し、健康づくりを推進している。

しかし、今後は生活習慣病予防や医療費の削減に取り組むに当たり、30歳代から50歳代の方々が健康に関心を持ち、

健康づくりの実践につながる事業や開催方法など、健康づくりのための事業を展開している関係各課と連携し、市全体として取り組む必要があると考える。

また、市民にセルフメディケーションの考え方を浸透させることは重要なことであり、一人ひとりが普段から自分の健康に関心を持ち、病気になるないように、あるいは軽症のうちには治すという意識の啓発と実践に努めていきたいと考えている。

その他の質問

- ・世界自閉症啓発デーをどのように考えているか
- ・2016年東京オリンピック招致について
- ・羽生駅・南羽生駅利便性向上について
- ・幼保再編について

*セルフメディケーションとは、自分自身で健康を管理し、疾病を治療すること。
WHO(世界保健機関)では、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることと定義している。

議会の詳細は 市議会会議録 をどうぞ

「羽生市ぎかいだより」は、毎年四回開催される定例会ごとに、本会議で行われた一般質問や議案質疑の主な内容、答弁などをお知らせしています。詳細にわたって内容をお知りになりたい方は、市議会が発行している「羽生市議会会議録」をご覧ください。

前会までの会議録は市立図書館、各地区公民館、市議会図書室(市役所四階)に備えてあります。

また、市議会会議録は、市のホームページでも閲覧できます。平成八年度以降の会議録がご覧になれますので、是非ご利用ください。

公職選挙法の解釈について

中島 直樹 議員

・質問 市長や市議会議員など公選された人間は、公職選挙法により寄附行為が禁止されている。

我々はさまざまな行事や催し物に参加する機会が多いが、次の点について法で禁じられている寄附行為に当たるのかどうか伺いたい。

- ① 会費が明記されていない地区や団体の会合に、飲食費相当分の参加費を持参すること。
- ② 地区、団体での旅行の際、案内に明記されている来賓特別会費を支払うこと。
- ③ 選挙区内にある母校の全国大会出場に伴い、OB、OGとして募られた寄附に応じる

こと。

・答弁（選挙管理委員会書記長）

①その行事に参加するすべての者が均一的に負担する会費でない限り、たとえ実費程度であっても寄附となり、違反であると考えます。



反であると考えます。

②その行事に参加するすべての者が均一的に金額を負担する行事で、政治家がほかの参加者全員と同額の実費相当額を会費として支出する場合は、違反しないものと考えます。

しかし、ほかの参加者の会費は均一的な実費相当額でありながら、政治家への案内に書かれた来賓特別会費がほかの参加者の会費よりも多い場合は、実費相当額を超えた分が寄附に相当し、違反するものと考えます。

この場合、実費相当額を超えて会費を請求した者も、政治家に寄附を求めたこととなるため、違反するものと考えます。

③OB、OGである母校に対する寄附であっても、政治家が選挙区内の学校に寄附をすることは、違反するものと考えます。

その他の質問

・財政運営について
・職員採用の選考に民間人を加えることについて

住宅用火災警報器の設置促進について

茂木 延夫 議員

・質問 消防法の改正により平成十八年六月一日から住宅用火災警報器の設置が義務化されたこと関し、次の点について伺いたい。

- ① 住宅用火災警報器の設置率について
- ② 市内ひとり住まいの家庭への対応とその件数、また65歳

以上の単身世帯への対応について

③ 今後の普及活動について。

・答弁（消防長）
① 全戸を対象とした調査は行っていないが、本年二月に実施したアンケート調査では、市内在住の方の設置率は、37%であった。

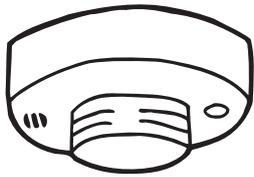
昨年六月に実施した県の調査では、22%の普及率であり、着実に増えているものと考えている。

②平成二十一年二月より市の保健医療課、在宅介護支援センターと連携し、これまで延べ十一日間、六十一世帯を戸別訪問し、住宅防火診断を行い、併せて住宅用火災警報器の早期設置をお願いしたところである。

また、高齢者ひとり住まいの方への対応としては、羽生市社会福祉協議会のホームへ

ルバーの協力により対象者へのパンフレットの配布や毎年開催される各地区の高齢者大学の開催に合わせて、設置のお願いをしているところである。

③設置義務についての市民の



認知度は高いが、それがなかなか普及率に結びついていない。

今後は、市民が集まるイベント等に積極的に出向き、早期設置をお願いしたいと考える。さらに平成二十一年度から小学生を対象とした夏休み子ども防火教室を開催し、普及に努めていきたい。

その他の質問

・防災訓練について
・羽生市のメールマガジンを発信してはどうか

都市計画法第三十四条第十一号 等指定区域の見直しについて

保泉 和正 議員

・質問 次の点について伺いたい。

- ①現在の指定区域面積2、465ヘクタールを1/2程度に縮小することだが、どのように見直しを行ったのか。
- ②今回の見直しにより指定区域を外すことは、せっかく活

気づいてきた地域の活性化に、水を差すことになりかねない。

③現在、住宅系の見直しを行っているが、将来、産業系の見直しも予定しているのか。

・答弁(都市整備部長)

①今回の見直しについては、県から新指定運営方針として、道路基準、排水基準、除外すべき土地などの基準が示された後、当市において、どの程度影響があるのか、また、区域から外れる部分の状況確認を行った。

②指定区域の見直しは、埼玉

県全域で行っているものであり、当市としても県から強い要請があったことから、見直しは必要であると判断したものである。

③都市計画法第三十四条第十二号の規定による産業系の区域指定については、現在、北袋地区を指定している。

この見直しについては、総合振興計画に土地利用計画が位置づけられているエリアであれば、指定が可能となっているが、現在、世界的経済危機を迎えている状況であり、

今後の企業の設備投資等の状況を見極めながら判断していきたい。

〔都市計画法第三十四条第十一号指定区域とは〕

市街化調整区域のうち、一定の条件を満たしていれば、住宅を建築することができ、ことを指定した区域である。

地域の活性化のために有効な制度であるが、一部の地域で乱開発が懸念されるため、埼玉県全域で見直しをしているところである。

南中学校通学路整備について

中島 資二 議員

・質問 南中学校校門前の道路が一部整備されたが、この道路は、生徒たちの登下校の時間が通勤時間帯に重なるため車の通行で非常に混雑している状況である。

また、この道路は、市街地周辺の環状道路にもなっており、一級市道として認定され

ているものであるが、整備された部分以外は、幅員も狭く、舗装も傷んでおり、段差もある。

生徒の登下校時の安全確保のために、さらに延長して整備を進めるべきと考えるが、見解を伺いたい。

・答弁(都市整備部長)

平成二十年度は、小・中学校の通学路の整備として、西中学校西側の舗装改修工事、岩瀬小学校周辺のグリーンベルトの設置、手子林小学校東側の歩道の新設工事、手子林小学校と井泉小学校通学路の水路の蓋掛け、川俣小学校の通学路の側溝蓋掛けと歩道整備工事、村君小学校前のグリーンベルトの設置などの整備を行ってきた。

南中学校前の道路については、集中豪雨時には頻繁に道路が冠水して、しばしば通行

止めになるため、生徒の通学や一般の交通に支障をきたしていた。

そのために、水害対策と道路改修を目的に、冠水する区域



南中学校前の道路の側溝かさ上げ工事

について、道路と側溝のかさ上げ工事を行い、併せてグリーンベルトを設置した。

平成二十一年度についても、平成二十年度に引き続き、財政健全化を最優先とした予算編成であることから、道路整備予算は大変厳しい状況であるが、通学路は優先して整備をする考えであり、優先順位を考慮し整備していきたいと考えている。

その他の質問

・ごみ焼却炉の問題について

雇用のミスマッチ対策 について

藤倉 宗義 議員

・質問 アメリカ発世界同時不況が日本へも影響を及ぼし、昨年秋季以降の派遣切りや内定取り消しに始まった雇用環境の悪化は、正社員にも影響を及ぼし始めてきている。
市は、失業者対策として、貸付金の増額、緊急雇用として、雇用期間の延長など短期

間ではあるが対策を講じているが、あまり効果が上がっていない。
失業者に対し相談体制や情報伝達の強化のため当面の間、相談窓口を設置すべきと思うがいかがか。
・答弁(経済環境部長) 失業者の雇用促進を図るため

め臨時職員の雇用に取り組みとともに離職者の緊急雇用や失業者生活資金貸付事業の拡大などの支援を予算措置した。県の緊急雇用創出事業を導入し、側溝の清掃や緑地帯の樹木の剪定、公園の除草などの業務を実施することにより、80人程度の雇用創出を図るため県へ申請を行った。
また、介護事業における求人状況については、羽生市内の介護施設のうち、4施設において23人の求人申し込みがあった。



このようなことからホームヘルパーの就業を促進するための支援も、ひとつの方法と考える。

また、行政書士相談や消費生活相談など様々な無料相談を行っているほか、平成二十

一年度からは司法書士相談において多重債務者の方の相談窓口を新設する。
今後、深刻な不景気により雇用問題、生活困窮問題等で困った方が増えることが予想されるため、現在の相談窓口のほか、生活支援相談コーナーの設置についても前向きに検討していく。

その他の質問

・市の機構改革の検証と今後の改革について
・特別会計の連結化について

文化芸術振興について

齊藤 隆 議員

・質問 平成十九年二月九日に、文化芸術の振興に関する第二次基本方針が閣議決定され、文化・芸術の振興のための基本的な方針が示された。
羽生市の文化・芸術の振興の現状と課題及び今後の施策等に関し、次の点について伺いたい。

①文化・芸術に関する財政措置の推移及び施策の取り組みの状況分析
②文化・芸術振興のための推進計画策定及び文化芸術振興基本条例策定の見解は。
・答弁(生涯学習部長) ①文化財保護費の過去5年間の予算を比較すると市の厳しい



い財政状況にあって年々増加傾向にある。

施策としては、宝蔵寺沼ムジナモ自生地の管理、勘兵衛松の保護など文化財の保護に力を入れている。

また、平成二十年度から新規事業として、大道遺跡発掘調査報告書等の作成業務、地

域史発掘事業、郷土芸能発表会の開催等の事業を展開している。

財政的に厳しい時こそ、市民とともに創意工夫して文化・芸術を守らなくてはならないと認識している。

②羽生市総合振興計画に基づき「学びあい、認めあい、高めあい、創造力と豊かな心、健康でたくましい身体を培う羽生の教育」を教育重点目標の柱として、地域の特性を生かした文化・芸術の諸施策を計画的に取り組んできた。

その他の質問

・羽生市の環境施策について

イオンモール羽生周辺の交通安全対策について

島村勉 議員

・質問 イオンモール羽生が平成十九年十一月に開業し一年が経つが他店と比較しても大盛況である。しかし、その反面、イオンモール羽生隣接周辺地区においては交通事故や犯罪も増加している。次の点について伺いたい。

①地区住民の安心・安全のため

②県道鴻巣・羽生線の砂山地内市道との交差点の信号機設置と交差点改良について

・答弁 ①総務部長・②都市整備部長

①市としては、交番設置にすぐ対応がとれるように国道1

22号線須影歩道橋交差点に土地を取得したうえで、埼玉県に対し、平成二十一年度予算並びに施策に関する要望書の中で交番設置を要望している。これに対し埼玉県警からは、地域の治安情勢を見守りながら既存駐在所の移転改築について、必要性、緊急性を判断しながら検討していくとの回答を得ている。

埼玉県警は、当地区を重点警戒地区と位置づけパトロールの強化や機動力の向上のためパトカー1台を配備した。



信号機設置予定の交差点(砂山地区)

今後も、交番設置に向け強く要望していきたいと考えている。

②埼玉県警及び羽生警察署との協議の中で、信号機の設置

その他の質問

・子ども達の地域での連帯感の育成について

街路樹の維持、管理について

蜂須直巳 議員

・質問 街路樹は、周辺住民や通行する人々に潤いと日陰を提供してくれる存在であり、手入れの行き届いた並木は街を訪れた方々に強い印象を与えるなど、重要な役割を果たしているとともに、ヒートアイランド現象の緩和など環境保全にも貢献する都市にお

ける重要な緑である。

最近、この街路樹が大胆に剪定されたように思うが、剪定事業の発注時期は適切だったのか。樹木の特性や生態を熟知した上で指示を出しているのか。

・答弁 (都市整備部長) 西4丁目、5丁目地内の西

部大道中岩瀬線には、マテバシイが植栽されており、平成十九年十二月に歩行者及び通行車両の交通に支障となったため剪定を行った。

マテバシイの剪定時期は、本来関東地方では五月から七

月中旬と九月頃であるが、時期はずれの剪定だったためか新芽が出ず、樹木医に診断を依頼したところ剪定時期が遅かったことや切り過ぎにより木が衰弱しているとの診断を受け、対策として幹巻きを施し、栄養剤を注入する措置を行った。

新芽が出ない9本について、改めて樹木医へ診断を依頼したところ蘇生の見込みはないと診断された。

植樹してから約二十年間、大切に育てて良好な道路環境

・職員の健康管理の充実について



金融危機が起こす市税の減収について

松本 敏夫 議員

・質問 現在は、1974年の石油危機以来、戦後最大の経済危機と言われている。

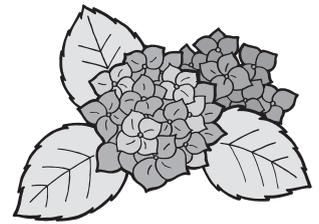
世界不況、国内不況の状況においては、当市にとって法人市民税の大幅な収入減と見込まれる。

前年度との比較も併せて当局の見解を伺う。

・答弁 (企画財務部長)

未曾有とも言われる世界的な金融経済危機は、円高と相まって日本の産業界に大きな打撃を与えた。

さらに自動車等の輸産業も急速に業績が悪化している。その余波は、我々の日常生活にも大きく押し寄せており、



当市の税収にも影響が及んでいる。

法人の業績悪化は法人市民税に直接影響を及ぼすものである。

平成二十年度法人市民税の当初予算は、イオン関連事業

所からの増収を見込み、前年対比0.5%増の6億167万5000円を計上している。

昨春秋以降、急速に悪化した経済状況の影響により、十月時点での調定額は前年度比17・4%減の1億800万円の減、さらに徴収率も前年度比0.4%の落ち込みとなっている。

このような状況を踏まえると平成二十年度の法人市民税の税収見込みは5億3000万円と想定され、当初予算に比べると7000万円前後、

前年度決算に比べると2億円程度の減収になるものと見込まれる。

今後も経済情勢、景気動向など多くの情報を収集し、まだまだ不透明な状況にある将来を予測した財政運営に努めるとともに、急激な情勢変化に対応できるよう財政調整基金の残高を増やしていくことにも努めていく考えである。

その他の質問

・高齢社会に求める対策について

羽生総合病院の移転について

入江 國夫 議員

い。

・答弁 (まちづくり部長)

岩瀬地区土地区画整理事業の区域の縮小と病院の移転問題は別々の問題であり、同時進行ができない法的な規制がかかっているとは、市も認識していない。

現在進めている区画整理事

業の区域縮小作業は、市街化区域の住宅地を農地に戻すため、国の農業政策担当へ協議を行っているもので、一方、病院の移転問題は、農地を宅地にするために、農政担当と協議をしていくものである。

県農政担当と協議を行った際に、区画整理は農地として土地を返す、病院の移転問題では農地をくださいということであり、その協議を一緒に進行するのではなく、区画整理事業区域縮小の協議を、国がある程度理解し、方向がき



まったので、病院問題の協議に入ることの約束を県当局から得ている。従って、岩瀬地区土地区画整理事業の区域縮小と病院の移転問題を同時に進行しない理由は、法的な問題ではなく、事務処理を進め

る中で、県から市に示された指示であり、その指示に従っているということである。

また、病院移転の見直しについては、事業主体は病院であるため、移転場所や面積など、病院側の希望を聞きながら進めていくため、建物の素案ができていない段階で具体的な完成時期の予測はできないものと考えている。

その他の質問

・市町村合併について
・アスベスト問題について

議案に対する質疑

「議案に対する質疑」は、議会に上程された議案について各議案に対する賛否の意思決定をするため議案の提出者に対し説明や考えを求めるものです。

今期定例会では、次の議員によって行われました。

齊藤隆 議員

○議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算及び関連施策について

・質疑 離職者緊急対策費として、780万円計上してあるが、業務従事の内容及び雇用期間と予定人数、採用規定要件について伺いたい。

・答弁(総務部長)

業務従事の内容については、簡単な事務の補助あるいは公園、道路などの公共施設等の維持管理業務などを考えている。雇用期間と予定人数については、3か月から6か月間で、15名程度の予算措置をした。採用規定要件については、



今回、市民意識の高揚とごみ減量化の一環として、回収した粗大ごみのうち、再利用可能なテーブルや椅子、食器棚などの家具を選別、保管し市民へ還元するものである。

具体的には選別、保管した家具類等を年1回程度展示し、抽選・入札等により譲渡し、活用していただくものである。

〈その他の質疑〉

・議案第27号等

保泉和正 議員

○議案第7号 平成二十一年度羽生市介護保険特別会計予算について

・質疑 介護予防費のうち新規事業として脳トレーニング教室とういのがあがるが、その内容について伺いたい。

・答弁(市民福祉部長)

本市においては、認知症の取り組みとして、平成二十一年度は物忘れ防止の脳トレーニング教室の開催と認知症を理解し認知症の家族を地域で支え合う認知症サポーター事業を予定している。

内容は、計算教材等を利用した実践を通し、コミュニケーションを図ることを中心に進めていく。また、生きがい対策、地域づくりの役割も持たせていきたいと考えている。

〈その他の質疑〉

・議案第1号、19号

茂木延夫 議員

○議案1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算について

・質疑 地域活動センター事業において、一地区をモデル地区として推進するところがあるが何処の地区なのか。また、事業の目的、効果等について伺いたい。

・答弁(総務部長)

過去2回、市政懇談会を実施したなかで、過疎化、少子高齢化、或いは地域開発の課題等、総合的に勘案した結果村君地区での実施を想定し、地域と相談の段階である。これからさらに地域の意向を確認しながら、当事業の実施を推進し、検証しながら全地区の組織化に向けていきたいと考えている。

島村勉 議員

○議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算について

・質疑 緊急経済対策として羽生市の雇用対策などの緊急対策について見解を伺いたい。

・答弁(経済環境部長)

羽生市独自の景気対策について、失業者の生計の安定を図るため、失業者生活資金貸付事業の貸付限度額を1世帯につき20万円を60万円に増額し、支援をしていく。また、雇用対策について、県の事業を導入し、80人程度の雇用を創出するため、採択申請を行った。市としても市内に部課長で構成する緊急経済対策プロジェクトを設置し、効果的な支援策を検討していく。

奥沢和明 議員

○議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算について

・質疑 家庭廃食用油の活用による、バイオディーゼル燃料の再生事業の実施について伺いたい。

・答弁(経済環境部長)

本市においてもごみの減量や資源の再利用促進等を目的として家庭廃食用油についてバイオディーゼル燃料として再生利用を推進する。回収については、地域活動センターなどを拠点とし収集する。再

生業者に売り渡すことにより資源化を促進し、将来的には、この再生したバイオディーゼル燃料をごみ収集車などの燃料として導入し、その後、農作業用車両などへの使用について協力を求めている。



藤倉 宗義 議員

○議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算について

・質疑 学童保育室における長期休業期間等の開設時間等について伺いたい。

・答弁 (市民福祉部長)

学童保育室の開設時間は、公立が午前八時三十分から午後六時三十分、民間が午前七時から午後八時までとなっている。また、長期休業期間等における学童保育室の開設時間については一部の保護者より開設時間拡大の要望がある。

昨年十月に調査を実施し、現在、集計、分析を行っている。その調査の結果を踏まえ、保育時間延長について、民間学童クラブと協議を行い保護者のニーズに応えられるように努めている。

〈その他の質疑〉

・議案第28号

蜂須 直巳 議員

○議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算について

・質疑 学校給食センター業務委託にあたり責任の所在等について伺いたい。

・答弁 (学校教育部長)

今回の委託は、調理業務とボイラー管理業務であり、食材の選定や調理方法については、今まで通り栄養士が行う。また、施設の管理運営についても市職員が行い、教育委員会が総括して実施していく。今回の民間委託により調理業務の効率化等、安全・安心な給食の安定供給及び質の向上が図られると考える。問題等が発生した場合の責任の所在については、委託した部分は委

託業者へ、その他は教育委員会にあると考える。

〈その他の質疑〉

・議案第28号、29号、30号、31号

小野 幸夫 議員

○議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算について

・質疑 第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」への参加について

・答弁 (生涯学習部長)

第21回全国生涯学習フェスティバルは、十月三十日から十一月三日までの5日間、さいたまスーパーアリーナをメイン会場に開催される。当市としては、郷土資料館を会場とする企画展、田舎教師出版100年の開催を予定している。現在、検討段階ではあるが、この機会を最大限に活用し、生涯学習という枠にとらわれることなく当市の魅力を全国に発信していきたい。

〈その他の質疑〉

・議案第11号、18号、19号、20号、22号、25号、27号等、29号

審議案件と

その結果

(三月定例会市議会)

▽市長提出議案

○二月二十五日

原案可決、承認

議案第10号 専決処分承認を求めることについて(第一号)

議案第15号 平成二十年度羽生市定額給付金給付事業特別会計予算

議案第16号 平成二十年度羽生市子育て応援特別手当支給事業特別会計予算

議案第17号 羽生市特別会計条例の一部を改正する条例

○三月二十四日 原案可決、同意

議案第1号 平成二十一年度羽生市一般会計予算

議案第2号 平成二十一年度羽生市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成二十一年度羽生都市計画下水道事業特別会計予算

議案第4号 羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算

議案第5号 羽生市住宅資金貸付事業特別会計予算

議案第6号 羽生市老人保健特別会計予算

議案第7号 平成二十一年度羽生市介護保険特別会計予算

議案第8号 平成二十一年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 平成二十一年度羽生市水道事業会計予算

議案第11号 平成二十年度羽生市一般会計補正予算(第七号)

議案第12号 平成二十年度羽生都市計画下水道事業特別会計補正予算(第二号)

議案第13号 平成二十年度羽生市介護保険特別会計補正予算(第三号)

議案第14号 平成二十年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)

議案第18号 羽生市墓地等の経営の許可等に関する条例

議案第19号 羽生市ペット霊園の設置の基準等に関する条例

議案第20号 羽生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

議案第21号 羽生市失業者生活資金の貸付の特例に関する条例

議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

監査委員の選任に同意

監査委員、松本敏夫委員が三月二十四日付けをもって辞職したため、新たに保泉和正議員を選任したいとして、市長から同意を求められました。市議会では、同議員を適任と認め同意いたしました。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

固定資産評価審査委員会委員、今成恵一委員長代理の任期が三月二十七日をもって満了となるため、新たに長谷川恒夫氏を選任したいとして、市長から意見を求められました。

市議会では、同氏を適任と認め同意いたしました。

傍聴（リスト）

羽生市議会では、本会議の傍聴を実施しております。市役所五階で受付をしていただければ、どなたでも傍聴できます。

また、常任委員会の傍聴（五席程度）も実施してお

戸田競艇場

県内十六市で構成する都市競艇組合の収益金の一部は、毎年構成各市に交付され、市民の皆様の暮らしに役立っています。

開催日

日	月	火	水	木	金	土	
					5月15日	16	
					イーバンク		
17	18	19	20	21	22	23	
銀行杯							
24	25	26	27	28	29	30	
31	6月1日	2	3	4	5	6	
		第9回 日本レジャーチャンネル杯					
7	8	9	10	11	12	13	
		第27回 関東競艇専門紙記者					
14	15	16	17	18	19	20	
クラブ杯							

りますので、開催日等をご確認のうえ、お気軽におこ

詳しくは、議会のホームページをご覧ください。

048(561)1121

内線 513

六月定例市議会のご案内

六月定例市議会は、左記のような日程で予定されています。

月日	曜日	時刻	内容
六月五日	金	午前十時	本会議初日（開会）
六月六日	土	～	～
六月十日	水	～	議案調査等のため休会
六月十一日	木	午前十時	本会議（議案に対する質疑）
六月十二日	金	午前十時	本会議（市政に対する一般質問）
六月十三日	土	～	～
六月十四日	日	～	休日のため休会
六月十五日	月	午前十時	本会議（市政に対する一般質問）
六月十六日	火	午前十時	各常任委員会
六月十七日	水	～	～
六月二十一日	日	～	事務整理等のため休会
六月二十二日	月	午前十時	本会議最終日（閉会）

※六月定例市議会の日程は、正式には六月三日（水）に開催予定の議会運営委員会で決まりますので、変更になる場合もあります。

訂正とお詫び

平成二十一年二月十六日発行の羽生市ぎかいだよりにおいて、4ページの入江國夫議員の一般質問に対する答弁の中で、知事認可の範囲内の面積を2万平方キロメートルと表記しておりましたが、正しくは2万平方メートルでした。訂正してお詫びいたします。

の一部を改正する条例
議案第24号 羽生市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 羽生市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第26号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 羽生市学童保育室条例の一部を改正する条例

議案第30号 羽生市斎場条例の一部を改正する条例

議案第32号 市道路線の認定について

議案第33号 市道路線の廃止について

議案第34号 平成二十年度羽生市一般会計補正予算（第八号）

議案第35号 羽生市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第36号 羽生市監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎三月二十四日 修正可決

議案第28号 羽生市立図書館設置条例の一部を改正する条例

議案第29号 羽生市体育館条例の一部を改正する条例

議案第31号 羽生市都市公園条例の一部を改正する条例

各常任委員会の経過

総務文教 委員会

委員会に付託された案件は、議案七件でした。

平成二十一年度羽生市一般会計予算の審査では、消防施設費において、火災が発生した際に、消防車が入れない道や消火栓がないところがある。今後の整備計画をどのように行っていくのか伺いたい、との質疑に対して、消防車に搭載しているホースの延長は、二〇〇mまでが消火できる範囲であるため、この長さを勘案し、一定の距離で消火栓や防火水槽を設置する年次計画を立て整備を進めている、との答弁がありました。

次に、羽生市立図書館設置条例の一部を改正する条例の審査では、図書館に指定管理者制度を導入する理由は何か、



審査結果を報告する齋藤委員長

号を除く5議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、議案第28号及び同第29号については、指定管理者の導入は、十分な検証、研究が必要であるという理由から、条例の施行日である平成二十一年四月一日を一年遅らせ、平成二十二年四月一日とする修正案が、委員から提出され、

産業民生 委員会

いずれも修正可決すべきものと決しました。

委員会に付託された案件は、議案二十四件でした。

平成二十一年度羽生市一般会計予算の審査では、商工振興費において、商工団体に対して、さまざまな補助金を支出しているが、毎年同じで工夫が見られない。一本化するなどの検討が必要ではないかとの質疑に対し、商工振興は、産地産業振興協議会がまとめ役であるため、同協議会に諮り、検討していきたい、との答弁がありました。

次に、羽生市失業者生活資金の貸付の特例に関する条例の審査では、本条例は二十一年度のみ、貸付限度額を増額するものだが、二十二年以降も延長する可能性はあるのか、との質疑に対し、とりあえず一年間実施し、社会情勢が好転しないなどの理由で、延長の必要があれば検討していく、との答弁がありました。



審査結果を報告する小野委員長

次に、羽生市都市公園条例の一部を改正する条例の審査では、指定管理者制度の導入に際し、団体への周知や意見聴取をどのように行っていくのか、との質疑に対し、各団体の代表の方に、選定委員になっていただき、委員会のなかで意見聴取を行っていく、との答弁がありました。

二月二十五日	三人
三月五日	三人
三月六日	二十六人
三月九日	三十一人
三月十日	三十一人
三月十一日	三人
計	九十七人

三月十一日	三人
三月十二日	二人
三月十三日	一人
三月十五日	一人
計	七人

委員長	高橋 督儀
副委員長	中島 資二
委員	藤倉 宗義
委員	島村 勉
委員	松本 敏夫

ご意見などを
編集委員会まで

〒048(561)1121
(内線 513)